

綾瀬市地域子育て相談機関事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の3第1項の規定に基づき、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行い綾瀬市こども家庭センターとの連携を図ることを目的とした綾瀬市地域子育て相談機関（以下「相談機関」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 相談機関の実施主体は市とする。

(実施場所)

第3条 相談機関の実施場所は、別表に規定する相談機関の業務が実施可能な保育所、その他市長が定める場所とする。

(利用対象者)

第4条 事業の利用対象者は市内に住所を有する妊産婦及び子ども並びにその家庭等とする。

(業務の内容)

第5条 相談機関は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 相談に応じ、必要な情報提供や助言及び必要な支援につなげる等、相談支援に関する業務
- (2) 子育て世帯に必要な情報等を提供する業務
- (3) 子育て世帯が気軽に相談ができるような環境づくりを行う等の子育て世帯とつながる工夫に関する業務
- (4) 綾瀬市こども家庭センターとの連絡調整及び情報共有等の緊密な連携業務

(職員配置)

第6条 相談機関は、保育士等の必要な専門職員を配置する。

(秘密保持)

第7条 相談機関に従事する者は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

別表（第3条関係）

相談機関名
つぼみ保育園
吉岡保育園
おとぎ保育園
深谷保育園
さくらチャイルドセンター
綾瀬いずみ保育園
かえでチャイルドセンター